平 成 + 九 年 兀 月

農 漁 業 保 険 審 査 会 関 係 法 令

集

林 水 産 省 経 営 局 保 険 課

農

水 産 庁 漁 業 保 険 管 理 官

$\overline{}$	三	<u>-</u>	_
参			
考	農	農	農
$\smile$	漁	漁	業
農	業	業	災
漁	保	保	害
業	険	険	補
保	審	審	償
険	查	查	法
審	会	会	第
查	運	令	百
会	営		兀
関	規	•	+
係	程	•	兀
参	_	•	条
照	•	•	
条	•	•	•
文	•	•	•
	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
5	•	•	•
5	3	2	1

目

次

# 業災害補 償法 抄

 $\bigcirc$ 

昭和二十二年法 律 第 百 八 + 五. 号)

[農漁業保険審査会] (豊漁業保険審査会] (豊漁業保険審査会」 (豊漁業保険審査会は、第百四十一条第一項及び漁業災害補償法(昭和三十七年法律第二十八号)第百三十八号)第百三十八号)第百三十十二条において準用する場合を含む。)、漁船場で、第百四十四条 農林水産省に農漁業保険審査会は、第百四十一条第一項限に属させられた事項を処理する。 限に属させられた事項を処理する。 限に属させられた事項を処理する。 関し必要な事項は、政令で定める。 ② 第 は会を置く。 は会を置く。 は会を置く。

3 険 審 査 숲 12

### 0 漁 業保 険 審 査 会令

昭 和 五. 十三 年政令第 百 八 十七 号)

第 は、 委員 農漁業保険 十五人で組織する。 審 查会(以下「審 査 会」という。)

- 2 臣 委員 は、学識経 一験のある者のうち から、 農 林 水 産 大
- 3 任 生じた場合におけ 委員の任期は、二年とする。が任命する。 期間とする。 る補 欠の 委員 の任期は、立ただし、これ 前れ 任に 者 欠 の員 残が
- 4
- 5 きる。 する場合には、任期中でも、これを解任することが、農林水産大臣は、委員が次の各号のいずれかに該、委員は、再任されることができる。 で当
- 6 委員は、非常勤とする。 ニ 刑事事件に関し起訴された! これに堪えない場合 一 故意に職務を怠つた場合 の遂行に支障があ ý, 又
  - た場合
- 6 委員 円事す

(会長)

第二条 審査 会 に 会長 を置 き、 委員 0) 互 選 に ょ ŋ 選 任 す

- 2 会長 は、 会務 を総 理し、審 査会を代表する。
- 3 会長に事 その職 故があるときは、 務を代理する。 あらかじめその指 岩名する

第三条 開くことができな 査 会の 会議 は、 委 員 0 過 半 数 が 出 席 L な け れ

2 否同数のときは、会長の決するところによる。 審査会の議事 は、 出席し、 た委員  $\mathcal{O}$ 過 半数 で 決 可

部 会

第

四条 くことができる。 審査会は、 その定めるところにより、 部 会を置

- 2 部会に属すべき委員は、 会長が指名する。
- 3 によつてこれを定める。 部会に部会長を置き、 当該部会に属する委員  $\mathcal{O}$ 互

選

- 4
- 5 のうちから部会長があらかじめ指名する者が、部会長に事故があるときは、当該部会に属する会長は、当該部会の事務を掌理する。 か、その職人する委員

務を代理する。

6 同条第二項中「会長」とあるのは、「部会長」・前条の規定は、部会に準用する。この場合にお 替えるものとする。 は、「部会長」と読み V て、

(庶務)

第五条 いて 水産 審査 庁 7漁政部漁業保証会の庶務は、 | 農林水産省2 協経 営 力 を局保 7 険 課 処 理に す お

必 要な事で (事項は、会員)政令に定める 会長が審査会に諮つて定める。 いるもの のほ か、 審 査 会の

### 0 漁 **然業保険** 審 査 会 運 営 規 程

 $\emptyset$   $\rightarrow$ 運 |営は、農漁業保険審査会令に 農漁業保 険 審 査 会(以下 よる。 規定するもののほか、「審査会」という。)

第二 第二条 審査会の会議は、会長(会議の招集) この規程の定めるところにた は、会長 が 招 集する。

# 長)

第三条 営する。 会長 は、 審査 숲  $\mathcal{O}$ 会 議  $\mathcal{O}$ 議 長 とな り、 議 事 を 運

第四 (会議の公開) 体る会議につ 審査会のへ 会議 は 公 開 とする。ただし、 次  $\mathcal{O}$ 各

号に係 ついて は、この限りではない。

立についての審査に関する会議 農業共済 再保険に関する事項についてなされ た 申

漁船 再保 険に関する事項についてなされ た 申 <u>\frac{1}{2}</u> に

された申立についての審査に関する三 漁業共済保険事業に関する政府のいての審査に関する会議 審査に関する会議 の処分に 0 11 て な

(部会)

第 五 及 条 は漁審 查 一会に、 部会を置く。 業 共 浴 再 保· 険 部 会、 漁 船 再 保 険 部

2 案を部 長び 会に付託 は、審査の申るの事を けるも <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 立のとする。 合 は 審 査 に 係 る 事

3 長 は 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 に より部会に · 事 · 案 を 付 託 す ると

> きは、 欄  $\mathcal{O}$ 部 会に表 付託、下欄 するものとする。 に 掲 げる事項に つ V 7 は、 それ ぞ

れ

上

	険部会	漁業共済保		部会	漁船再保険		保険部会	農業共済再	部会
査に関すること。	分についてなされ	漁業共済保険事	ىك °	された申立につい	漁船再保険に関	ること。	てなされた申立に	農業共済再保険	事
	た申立についての審	+業に関する政府の処		、ての審査に関するこ	はする事項についてな		こついての審査に関す	欧に関する事項につい	項

2 第 4長」とあれの規定を

3 ならなっ 経過及び結 果について審 査会 に 報 告 L な け れそ ばの

査

第 七 するも た 条審 決 伏定書を申立者に審査会は、審査会は、審査 のとする。 に 査 -交 付 し りし、又は農したときは、 農 林 次 水の 事 産 大 項 臣を に記 提載

が法人であるとき

2 は、その名称及び、 一 審査の目的たる 一 審査決定の目的たる 工 審査決定の理力 大 審査決定の理力 大 審査決定の理力 七 審査決定の理力 ものとする。 海本は、海本は、海本は、 た会出、長 席の 帰委員二名がEP おおり お名した委员 署 員 名が作 印成 する

第八条 を (議事録) 숲  $\mathcal{O}$ 会 議 12 お 11 て は、 議 事 録 を 作

2 次表の上欄に、成するものとする。 いて整理し、保存するものとする。上欄に掲げる会議の議事録は、そ れ ぞ れ 下

険部会	漁業共済保 水産	部会	漁船再保険 水産	保険部会	農業共済再経営	総会   経営
	庁漁政部漁業保険管理官		庁漁政部漁業保険管理官		局保険課	局保険課

3

議 事 録

に 0

7

て は、

公

開とする。ただし、

第 四

· 条 各

九条(補則) る会 議  $\mathcal{O}$ 議 事 録 に つ 7 て は、  $\mathcal{O}$ 限 ŋ で は な 1

第

営に必ず 要な事で 項程 は、定に定 定 会長が定める。  $\Diamond$ るも  $\mathcal{O}$ 0) ほ カゝ 審 査 会  $\mathcal{O}$ 議 事

運

僧業 険 審 4二十二二4会関係参 参 照 条

 $\bigcirc$ 業 災 害 農 補漁 法保 昭 和查 年 法 律 第 百 八 + 五. 号)

審 査  $\mathcal{O}$ 申 <u>\f\</u> て

第 百三 <u>,</u>

2 れ を 前 項十 裁 判の 上審  $\mathcal{O}$ 査 請  $\mathcal{O}$ 求とみなす。 申 깘 て は、 時 効  $\mathcal{O}$ 中 断 12 関 て は

審 査  $\mathcal{O}$ 申立 て

第 査 項 百 を に 兀 申つ十 い一て条 し立てることができる。 て不服が 農業 があるときは、 来共済組合連へ 合 会 農 漁は 業再 保保 険 険 審に 査 関 会 す にる 審事

2 す 前 項  $\mathcal{O}$ 場 合 に は 第百三十 条 第二 項  $\bigcirc$ 規 定 を 準 用

る険済あ連二 規三規 号 百 程 号 の関 掛 る 合 カュ 定 及 四 5 等」とあ 中を び十 は係 金の 会」とあ 準 ことあ は 第 第 ٤, 百 組 用 百 条 共 合 す 済 る 員  $\mathcal{O}$ 府 七 条の は「共済規程」と、 とあるの 不の二からに保険事業  $\bigcirc$ 「再 場合に 保 は 険 お 第に 金 いて、 百は 特 几 定組 + 第 あ 第百三 百 合 条 る 百  $\stackrel{-}{=}$ չ , の 二 + +九 は 程 済 七 ま 九 条 と「「兵 ے ک 条 共 条 で 組 第 合の済第 O  $\Xi$ 

> す る事 と 読 み項 ک<sub>ر</sub> えるも 険 に の再関 とす 保 す る 険 る。事 事 業 項 と ああ る る のの はは 保保 険 険 事に

再

保

لح

0 漁 船 損 害 築 補 償 法 昭 和 \_ 十 七 年 法 律 第二 + 八 号)

抄

立

第

きる。 百 漁業 て 三 行う再に 保 険 保 審 険 組 査 欧に関する事で 組合は、政府 会 に 対 Ļ 府 ず項につき不服が飛船保険再 審 査を申 i 立てることがで 再 があるときは、 保 険 事 業

判 上前 の項 請の 求 審 لح 查 4  $\mathcal{O}$ な 申 す。 <u>i</u> 7 は 時 効  $\mathcal{O}$ 中 断 に 関 L て は 裁

2

漁 業 災 害 補 償 法 昭 和 三 + 九 年 法 律 第 百 五 + 八 号)

0

第

審

第 百 臣 す る四 12 対政十查 し、府の 七の の条申 審 処 の立 番査を申し立てることがで処分につき不服があるとなの十三 連合会は、漁業品 十三て 漁業共 できる。 は済 保 農険 林 事 水業 産に 大 関

2 林 水前 産 項 大の 臣規 は、に ょ 農 る審 漁業 保査  $\mathcal{O}$ 険 険審査会の の申立てが. 審 あつたとき 査 を 経 て 裁は 決 す

3 判 上 の項 請  $\mathcal{O}$ 求とみなす 審 査  $\mathcal{O}$ 申 <u>\f\</u> 7 は 時 効  $\mathcal{O}$ 中 断 12 関 し て は